

平成23年生駒市教育委員会第9回定例会会議録

1 日 時 平成23年9月27日(火) 午前10時～午前10時27分

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

- (1) 平成23年生駒市議会第5回(9月)定例会提出議案の結果について
- (2) 生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について

4 出席委員

委員長	中井公人	委員(委員長職務代理者)	村田浩子
委員	平本重次	教育長	早川英雄

5 事務局職員出席者

教育総務部長	大津輪幹夫	生涯学習部長	長田二郎
教育総務課長	峯島 妙	教育指導課長	伊東英治
学校給食センター所長	平尾嘉宏	生涯学習課長	西野 敦
施設管理課長(中央公民館長兼務)	上 埜 秀 樹		
芸術会館長	長 嶋 美 穂	南コミュニティセンター館長	中井啓雄
北コミュニティセンター館長	吉岡治彦	図書会館長	生田敏史
スポーツ振興課長	中田和也	教育総務課課長補佐	吉岡秀高
教育指導課課長補佐	吉村 茂	生涯学習課課長補佐	今野敏夫
図書会館副会館長	向田真理子	教育総務課(書記)	村田充弘
教育総務課(書記)	松井 恵		

6 傍聴者 なし

午前10時 開会

○中井委員長：ただ今から、平成23年生駒市教育委員会第9回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：日程第1、前回会議録の承認を議題といたします。

会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午前10時から午後5時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第9回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午前10時から午後5時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第3、諸般報告です。

まず、教育委員の任命について、教育総務部、大津輪部長から説明を受けます。

○大津輪部長：教育委員の任命についてでございますが、平成23年9月30日をもって任期満了となられます村田浩子氏の再任議案を、去る9月6日開催の9月市議会定例会に提案されたところ、異議なく同意されましたのでご報告いたします。

村田委員は、今回2期目となり、任期は平成23年10月1日から平成27年9月30日まででございます。

委員長職務代理者につきましても、任期は一年となっておりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○それでは、村田委員から一言ご挨拶をいただきます。

《 村田委員 挨拶 》

○中井委員長：続きまして、10月の行事予定について、各部庶務担当課から報告を受けます。

まず、教育総務部について、教育総務課、峯島課長、お願いします。

《 教育総務課長 報告 》

○中井委員長：生涯学習部について、生涯学習課、西野課長、お願いします。

《 生涯学習課長 報告 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第4、報告第17号、平成23年生駒市議会第5回（9月）定例会提出議案の結果についてを議題といたします。

教育総務課、峯島課長から報告を受けます。

○峯島課長：日程第4、報告第17号、平成23年生駒市議会第5回（9月）定例会提出議案の結果につきまして、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第6条第1号の規定により、ご報告いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

生駒市議会（第5回）定例会は9月6日に開会し、9月14日に環境文教委員会がございまして、9月21日に再開という日程でございました。

先の教育委員会定例会で審議いただきました4議案を提出いたしまして、「生駒市スポーツ振興審議会条例及び生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、開会日に即決されました。残りの3議案につきましては、環境文教委員会に付託され、多くの質疑の後、21日に、原案のとおり可決されたものでございます。

なお、提出議案のうち「生駒市生涯学習施設条例の制定について」及び「生駒市歴史文化基金条例の制定について」につきましては、多くの質疑をいただきましたので、担当課からご説明させていただきます。

○西野課長：それでは、環境文教委員会での質疑についてご報告させていただきます。

まず、「生駒市生涯学習施設条例の制定について」につきましては、質疑の大半が、指定管理者制度の導入に関するものでございました。主な質疑といたしましては、指定管理者制度の導入に伴う対象施設に関する事、導入の成果に関する事、導入後の市民の方々の生涯学習活動への影響などがございました。これらの質疑の後、一部の議員の異議がございましたが、採決の結果、賛成多数により可決されました。

続きまして、「生駒市歴史文化基金条例の制定について」につきましては、基金の規

模に関する事、基金を活用する対象の文化財に関する事、今後の積立計画に関する事等のご質問をいただきました。その後、全会一致で、原案のとおり可決いたしました。

以上が、環境文教委員会における議案の質疑内容でございます。

○大津輪部長：環境文教委員会のその他の質疑の中で、教育委員会に関係するご質問がありましたので、ご報告いたします。

まず、中浦議員から、教科書採択の流れについてのご質問がありました。その中で、教育委員の欠員補充について、市長にご質問されまして、市長は、「選任に向けて努力する」とご回答されました。

また、同じく中浦議員から、教員の処分の現状について、「保護者への対応から、安易に処分を科していないか」、「教員が畏縮しないよう注意してほしい」というご意見をいただきました。

浜田議員からは、中学校における武道教育の必修化への対応について、恵比須議員からは、薬物に対する啓発についてのご質問がございました。いずれも、教育指導課、伊東課長からの的確に回答していただき、議員の方々にもご理解をいただきました。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

それでは、本案につきましては、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第4、議案第17号、平成23年生駒市議会第5回（9月）定例会提出議案の結果については、報告のとおり了承することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第5、議案第17号、生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

スポーツ振興課、中田課長、お願いします。

○中田課長：日程第5、議案第17号、生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の2ページおよび資料1の新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正につきましては、平成23年6月24日付でスポーツ基本法が公布されたことに伴い、スポーツ振興審議会等の名称が改正されることから、生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正するものでございます。

規則改正の内容でございますが、生駒市教育委員会事務局組織規則（平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号）の改正につきましては、別表の2の表スポーツ振興課の項

第2号中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改め、同項第3号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

次に、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）の改正につきましては、第4条第1項第2号ウ中「生駒市スポーツ振興審議会」を「生駒市スポーツ推進審議会」に改めるものでございます。

最後、生駒市体育指導委員に関する規則（昭和49年4月生駒市教育委員会規則第4号）の改正につきましては、まず、規則の題名につきまして、「生駒市体育指導委員に関する規則」を「生駒市スポーツ推進委員に関する規則」に改め、次に、第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、第2条第1項中「市民のスポーツの振興」を「本市におけるスポーツの推進」に改め、同項第6号を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「学校、公民館等」を「学校等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「市民のスポーツの実技の指導」を「市民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。」を加えるものでございます。最後に、第6条中「うえに」を「上に」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことに、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第5、議案第17号、生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：本日の審議事項は以上ですが、ほかにごございませんか。

○平尾所長：給食センターから、学校給食用食材の産地公表につきまして、ご報告いたします。

本件は、福島第一原発の事故に伴いまして、放射性物質に汚染された稲わらを飼料としていた、肉牛による牛肉が市場に出回ったことを契機に、保護者から給食食材全般につきまして、産地の指定など一定の産地制限や放射性物質の線量計による計測など、安

全性の確保の申し入れがございました。

また、この9月議会におきましても同様の一般質問がございました。

こうしたことから、今後の対応を協議いたしました結果、被災地支援と言った世論に鑑み、産地の指定や制限は行わないこと、現在、国が示す基準値を上回る食材は市場に出回っていないことから、線量計を使った計測は行わないこと、とはするものの、食材の産地については、今後、注視していくこととなりました。

また、これに併せまして、保護者の方々に少しでも安心していただくために、食材全般につきまして、その産地を生駒市公式ホームページで公表することに至りました。

公表する産地は、各食材とも、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、JAS法に基づき表示された産地となります。

また、公表につきましては、既に今年16日より開始しております。

特に保護者の方々が心配されている牛肉につきましては、肉牛一頭ずつに人間で言うところの戸籍のような個体識別番号の制度がございまして、国の関係団体が運用するインターネット上におきまして、生まれた場所、生産地から飼育地、生産者など、と畜・解体に至るまでその履歴が解る仕組みになっております。

また、同時に、汚染稲わら由来の肉牛であるかどうかや、放射能汚染に関し国が示す基準値に合格しているかどうかにつきましても、解る仕組みにもなっておりますので、給食に使用する肉牛の産地と併せ、その肉牛の個体識別番号も公表いたしております。

また、牛乳の産地につきましては、納入メーカーに照会のうえ、公表いたしております。

食材全般にわたりまして、気象状況や出荷状況により産地が流動的なものもございしますので、あらかじめ産地把握が可能な食材につきましては、予定として事前に公表するとともに、その結果についても公表いたします。

最後に、原発事故以降、第一学期を含め今日まで、給食に使用した食材全般につきまして、放射性物質に汚染されたような疑いのある食材はございませんでした。

以上、学校給食用食材の産地の公表につきまして、報告を終わります。

○中井委員長：対応ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。

~~~~~

午前10時27分 閉会